

いわてまち

農業委員会だより

発行：編集

岩手町農業委員会

令和4年3月31日発行

電話 62-2111

FAX 62-3589



内容

- ◆農地の集積・集約化を推進します
- ◆農地パトロール・総会案件概要
- ◆家族経営協定締結者調印式
- ◆農地に関する相談は農業委員等へ
- ◆農業者年金制度が改正されます



岩手県農業公社（農地中間管理機構）を介して、貸したい人と借りたい人の貸借を行う農地中間管理事業（農地バンク事業）について、令和3年度は、久保・横田地区、万部、大渡・遠中沢地区において、担い手である地域の農業者と所有者との意向を確認しながら貸借のマッチングを行いました。

地域内農地の耕作状況と今後の地域の農地をどのように担っていくか等の情報を共有しながら取り進め、両地区で約259ヘクタールの農地を集積しました。今後も農地の有効利用を図るため、地域と話し合いを持ちながら農地の集積・集約化を推進します。

お問い合わせは農業委員会事務局またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ

7月16日 「農地の日」の活動 — 養鶏場予定地と耕作放棄地を調査 —

■パトロール調査対象面積は10.6ヘクタール

岩手町農業委員会は7月16日、「農地の日」の活動として、豊岡地区に建設される大規模養鶏場の視察を行い、転用許可後の進捗状況と、今後の増設予定地に農地が含まれることが想定されることから、会社関係者よりこれからの計画と候補地の説明を受け周辺農地の現状も調査しました。

その後それぞれの担当地区委員が事前調査した情報をもとに、約10.6ヘクタール（60筆）の農地パトロールを実施して耕作放棄地の調査確認をしました。遊休農地の早期発見と防止をすることにより、農地の活性化と有効利用を図っています。



大規模養鶏場現地調査状況



耕作放棄地パトロール実施状況

農地適正管理事業の実施

■2地区53アールを再生

やむを得ない事情等で所有者が自己管理できず荒廃している農地の内、農地利用適地となる不耕作地を、地域の力で再生復旧することで貸借、売買等により農地活用できるようにするため、草刈、抜根等の作業に対し経費等を負担する、農地適正管理事業を新たに3年度から実施しました。

初年度は、今松地区（32 a）、雪浦地区（21 a）の不耕作地が農地に再生されました。

農地再生に関することにつきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局（TEL62-2111 内線311・313）へ相談・お問い合わせください。

令和3年度農業委員会総会議決の概要

項目	件数	項目	件数
農地法第3条許可	41	農地利用集積計画 (利用権設定)	168
農地法第4条許可	1	贈与税等納税猶予 届出に係る証明	12
農地法第5条許可	27	農作業労賃の決定	1
農地法適用外証明	22	農業振興地域整備 計画に対する意見	6
転用の例外	4	計	282

農地の貸借・売買・転用は 許可が必要です

- 農地を貸借・売買する場合は農業委員会の許可が必要です。また農地以外に利用(転用)する場合、県知事の許可が必要となります。
- 申請受付期間は、毎月1日から10日までです。
- 未相続の農地について、相続人の過半数以上の同意があれば、農業委員会を通じて貸借できます。
申請については、農業委員会事務局までご相談ください。

家族経営協定締結者調印式の開催

■新規4組、再協定4組が調印



家族経営協定締結者調印式が3月23日開催され、8組の家族（新規4組・再協定4組）が協定を結びました。調印式には、農業委員等が見守る中、佐々木光司町長、藤原哲雄八幡平農業改良普及センター所長、松本良子農業委員会会長が立ち合いました。

参加した8組の家族は、これからの経営や生活について話し合った目標について確認し合いながら押印し、決意を新たにしました。

参加者からは、「書面化されることで、意識していなかったところを意識するようになれる」、「あやふやだった役割分担を明確にした」などのコメントがありました。

町内の家族経営協定の締結数は95組となりました。

農地に関する相談は農業委員等へ

農地に関するお悩みごとなど、農業委員、または担当区域の推進委員にお気軽にご相談ください。

担当区域	水堀	沼宮内	北山形 岩瀬張	一方井	久保	川口	南山形
農業委員	福士 好子	乙茂内丈久 府金 秀一	幅 清一	松本 良子 佐々木金見 田中 正志	福浦 昌博	瀬川 浩美	佐々木夏子
農地利用 最適化推進委員	澤村 博美 五十嵐美穂	中村 重信 三浦 松夫	細野 清悦 道ノ下喜代志	今松 一広 三浦 新吾 今松 三男 菊池 暢子	遠藤 文雄 久保 晃彦	白簾 康夫 高橋 正人	中関 康一 宮手 正晴



欠員が生じた水堀区域の農地利用最適化推進委員に、新たに五十嵐美穂さん（豊岡）が令和3年11月25日付けで就任しました。任期は令和5年7月19日までです。

「全国農業新聞」購読はじめてみませんか。



地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヵ月700円
- 申込 農業委員会事務局または農業委員へ

農政の動きを知り経営に役立てる！
週刊でお届けする

「全国農業新聞」

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。



令和4年から農業者年金制度が改正されます

— 平成14年1月から始まった新制度のみが対象です —

農業者年金制度は、農業者にもサラリーマン並みの年金をと農業委員会組織を中心に要望し、昭和45年に創設されました。旧制度の賦課方式（世代間扶養方式）では、少子高齢化と担い手の減少により保険料の額が増加したため、平成14年に現役世代や若い農業者のための年金として、積み立て方式（新制度）に改正されました。

1. 35歳未満で要件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます（令和4年1月1日以降）

＜対象者 次の①～⑤いずれにも該当しない方＞

- ① 認定農業者かつ青色申告者 ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

※ 35歳になった又は認定農業者になったなど上記①から⑤のいずれかに該当した場合は保険料を2万円以上に変更する必要があります。

2. 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和4年4月1日以降）

＜対象者 昭和32年4月2日以降に生まれた方＞

- 農業者老齢年金（通常加入された方）については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができます。
- 特例付加年金（政策支援加入された方）については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができます。老齢年金とは異なり受給開始時期の上限はありません。

3. 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます（令和4年5月1日以降）

＜対象者 国民年金の任意加入者で農業に年間60日以上従事している方＞

加入できる年齢の上限が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられます。

国民年金の任意加入者とは

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として国民年金に任意で加入している方をいいます。

ご自分の国民年金保険料納付済期間を確認するには、ねんきん定期便、町民課国保年金係、又は年金事務所で確認することができます。

メリットが多い農業者年金に加入しませんか

農業者年金は積み立て方式の終身年金で、支払った保険料は全額保険料控除の対象になります。国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事していれば加入できます。

国民年金支給額 156万円/年
40年加入で約6万5千円/月
夫婦あわせて約13万円/月

それに対して

老後の家計費 288万円/年
農家世帯の夫婦2人の家計費
現金支出で約24万円/月

農業者年金に加入すると…

例えば… **30歳で農業者年金に加入**
保険料**2万円**(月額)納付

私たちは農業者年金に加入しているから安心

老後に備えて準備しているから不安がないよね

男性 50万円/年
女性 42万円/年
を受け取れる試算になります。

※適用利回り2.5%、予定利率0.25%で試算した場合

■農業者年金のご相談は、農業委員、JA新しいわてまたは農業委員会事務局へ
JA新しいわて岩手支所 TEL 62-2161 岩手町農業委員会事務局 TEL 62-2111（内線313）